

平成13年2月23日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03 - 5320 - 7011

職員が死亡した場合の給料の支給方法を違法・不当
として必要な措置を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求書の提出

平成12年12月25日

3 請求の内容

(1) 主張事実

都職員の給与の支払いは、「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」で定められている。そして、職員の「退職時の給与の支払い」は同条例第8条第2項、同条第3項に従って支払われている。

第8条第2項・・・職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第8条第3項・・・職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

右条例のとおり、平成12年11月17日に死亡した職員に対し、月末までの給料が支払われた。

地方公務員法第24条には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」とされ、「給料」とは、「それぞれの職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、給与の中から諸手当を除いたもの、すなわち、給料表に定める給料月額と給料の調整額とを合わせたものをいう（給与条例第2条第1項）」と都職員ハンドブックに書かれている。

しかし、給与条例第8条第3項は、職員が死亡して「勤務することが不可能」になったにもかかわらず、月末まで支給している。

請求人が調査したところ、昭和49年以前は、死亡退職の場合も、死亡の日までしか支給されていなかったが、「俸給の支給定日後に職員が死亡した場合にすでに支給した給与の一部を遺族から返戻させるのはいかにも酷であるとの実際上の問題と関係して、・・・そこで、昭和49年の人事院の給与勧告の一環として、この点が改善され、」との理由で、国からの要請で各自治体が本件支給条例を作成し支給しているのが現状である。

「遺族から返戻させるのはいかにも酷である」との理由だけで支給されている本件給与条例第8条第3項は、地方公務員法第24条、給与条例第2条、ノーワーク・ノーペイの原則に違反しているのは明白であり、違法な給与条例第8条第3項に基づく本件支給は社会通念を著しく逸脱し、違法・不当であり、本件死亡時以降の給料として支給された金員は、都に返還されなければならない。

(2) 措置要求

本件死亡時以降の給料分を本件財務会計担当者の個人の責任で都に補てんさせる。また、給与条例第8条第3項の違法の確認と、今後同条第3項による支給が廃止されるよう監査委員に求めるものである。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

職員が死亡した月の給料のうち、死亡した日の翌日から月末までの分を支給することの適否を監査対象とした。

2 監査対象局

総務局及び高齢者施策推進室を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から陳述を行わない旨の連絡があったため、陳述は行わなかった。また、

新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 給料の定義について

給料とは、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、給与の中から同条例に定める諸手当を除いたものである。（職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）第2条）

(2) 給料の支給方法に関する規定について

法第204条第1項は、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の常勤の職員等に対し給料を支給しなければならないと規定し、同条第3項は、給料の支給方法は、条例で定めなければならないと規定している。

都における給料の支給方法については、給与条例第7条第1項で、給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料の全額を月1回に支給すると規定している。また、同条第2項で、給料の支給日は、給与期間のうち知事の定める日とされており、職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）第2条において、原則として15日に支給すると定めている。

また、給料支給の始期については、給与条例第8条第1項で、新たに職員になった日と定めており、終期については、同条第2項で、職員が離職したときは、その日まで給料を支給すると規定し、同条第3項（以下「本件条項」という。）では、職員が死亡したときは、その月まで給料を支給すると規定している。

(3) 給料の支給方法に関する規定改正の経緯について

平成6年第1回東京都議会定例会において、「職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例（平成6年東京都条例第10号）」が議決され、平成6年4月1日に施行された。同条例による改正内容は、職員が死亡したときは、その月まで給料を支給するという本件条項の設置を含むものであった。

なお、上記改正前の給料の支給方法については、「職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。」と規定されていた。

(4) 国及び他の地方公共団体の状況について

ア 国の状況について

昭和49年7月26日付けで、人事院は、給与勧告の際に行った「給与勧告についての説明」において、「職員が死亡した場合におけるその月の給与の支給について、その死亡の日までの日割計算によっているのを改め、その死亡の日の属する月の給与の全額を支給することとしている。」と述べている。

国は、これに基づき、昭和49年12月23日付けで、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の改正を行い、新たに第9条の2第3項を設け、「職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。」と定めた。なお、上記改正前は、死亡したときはその日まで支給すると規定されていた。

一方、国は、昭和49年12月3日付けで、自治省行政局長名で、各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、「地方公務員の給与改定の実施について」を通知し、国における取扱いに準じた所要の措置を講ずるよう周知している。

イ 他の地方公共団体の状況について

都を除く全ての道府県は、昭和49年度までには、職員が死亡した場合におけるその月の給料の支給方法について、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する旨の規定を設けている。

また、全ての指定都市についても、遅くとも昭和51年度までには、同様の規定を設けている。

(5) 給与に関する根本基準について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条は、地方公共団体の給与に関する根本基準について、次のように定めている。

第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

第3項 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

第6項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(6) 請求人が特定した職員の給料の支給状況について

本件請求において、請求人が特定した職員（以下「本件職員」という。）の平成12年11月分の給料の支給状況は、次の表のとおりである。

(表) 本件職員の給料の支給状況

所 属 局	死亡年月日	給料支給日
高齢者施策推進室	平成12年11月17日	平成12年11月15日

2 監査対象局の説明

(1) 本件条項の妥当性について（総務局の説明）

平成6年度に死亡退職時の給料支給の取扱い方法を変更したのは、次の理由によるものである。

国は、昭和49年7月に人事院が勧告の一環として行った説明を受け、同年に給与法を改正し、同法第9条の2第3項「職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。」を追加している。

都においては、国の法改正を受け、当時、当該制度の導入について検討を行ったが、その取扱いについては、なお慎重を期する必要があると判断し、導入を見送った。

しかし、平成5年度に、給与制度について検討を行った際に、死亡退職の場合の給料支給の取扱いが国に比べて厳しすぎるのが問題となり、他の指定都市の給料の支給方法について調査を行った。その結果、全ての指定都市において、職員が死亡した場合におけるその月の給料の支給方法については、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給していることが明らかになった。

このため、国が、制度改正を行った昭和49年から既に約20年が経過し、かつ、他の指定都市においても国と同様の支給方法となっている状況から、職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給することは、社会通念に照らして許される範囲のものであると判断し、給与条例の改正を行ったものである。

したがって、本件条項は、違法・不当なものではないと考える。

(2) 本件職員に対する給料の支給について（高齢者施策推進室の説明）

本件職員に対する給料の支給（以下「本件給料支給」という。）については、給与条例に基づき適正に執行している。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 本件請求の判断基準について

本件請求において請求人は、給与条例第8条第3項は、地公法第24条等に違反しており、違法な同規定に基づく本件給料支給は社会通念を著しく逸脱し、違法・不当であると主張し、本件死亡時以降の給料相当分の返還を求めているものと認められる。

ところで、普通地方公共団体の職員等の給料については、法第204条第3項において「支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定している。したがって、職員に対する給料の支給方法については、議会の判断に基づく議決によって決定される条例に委ねるとするのが法の趣旨であると解される。よって、職員に対する給料の支給方法が条例で決められている以上、その条例は、法令に違反していない限り、違法・不当となるものではない。

そうすると、本件請求の適否の判断に当たっては、給与条例で定められている本件条項が、給与の根本基準を定めた地公法第24条第1項及び同条第3項に違反するか否かについて検証することが必要になる。

(2) 本件条項が地公法第24条第1項、同条第3項に違反するか否かについて

ア 地公法第24条第1項について

地公法第24条第1項は、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定している。同項の趣旨は、給与は、勤務に対する報酬であるので、その職務の質と責任の度合に応じてそれぞれ給与が決定され、同一の職務に対しては、同一の給与を支給する必要があるという「職務給の原則」を述べているものである。

一方、本件請求で、請求人が問題としているのは、職員が死亡した際の給料の支給方法であり、「職務給の原則」とは関連しないものである。したがって、当該条項は、本件請求の違法性・不当性の理由にはなり得ないものである。

イ 地公法第24条第3項について

地公法第24条第3項は、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定し、いわゆる「均衡の原則」を述べている。この「均衡の原則」は、給与水準のほか、給料の支給方法等の給与制度についても求められるものである。

本件条項が、「均衡の原則」に違反しているか否かを判断するに当たっては、具体的には、国家公務員、他の地方公共団体の職員、及び、民間事業の従事者の給料の支給方法との均衡が図られているか否かについて検証することが必要である。

そこで、上記職員等の給料の支給方法についてみると、国は、昭和49年7月に人事院が給与勧告の際に行った「給与勧告についての説明」を踏まえ、同年12月23日付けで給与法第9条の2第3項を新たに設け、「職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。」としていることが認められる。また、都を除く全ての道府県及び指定都市も、遅くとも昭和51年度までには、国と同様の内容の規定を設けていることが認められる。

一方、民間事業の従事者における職員が死亡した際の給料の支給方法については、これまでに人事院、都人事委員会及び国などの公的調査機関においても調査の報告はなされておらず、その実態は明らかになっていない。また、民間事業は、極めて多種多様であることから、これらを比較し、均衡を図ることは困難なものであると認められる。

したがって、上記認定によれば、本件条項は、少なくとも国及び他の地方公共団体の当該規定との均衡は図られていることが認められる。

よって、本件条項は、地公法第24条第3項に定められた「均衡の原則」に違反するということとはできない。

以上のことから、本件給料支給を違法・不当とする請求人の主張は認められない。

よって、請求人の主張には、理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都職員措置請求書

都知事、その他本件に関する財務会計職員に関する措置請求書

< 本件概要 >

都職員の給与の支払いは、「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という）」で定められている。そして、職員の「退職時の給与の支払い」は8条2項、3項に従って支払われている。

8条2項・・職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

8条3項・・職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

右条例のとおり、平成12年11月17日に死亡した職員（事実証明 - 1）に対し、月末までの給料が支払われた。

地公法24条には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ。」とされ、「給料」とは、「それぞれの職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、給与の中から諸手当を除いたもの、すなわち、給料表に定める給料月額と給料の調整額とを合わせたものをいう（給与条例2条1）」と都職員ハンドブックに書かれている。（事実証明 - 2）

しかし、給与条例第8条第3項は、職員が死亡して「勤務することが不可能」になったにもかかわらず、月末まで支給している。

請求人が調査したところ、昭和49年以前は、死亡退職の場合も、死亡の日までしか支給されていなかったが、「俸給の支給定日後に職員が死亡した場合にすでに支給した給与の一部を遺族から返戻させるのはいかにも酷であるとの実際上の問題と関係して、・・・そこで、昭和49年の人事院の給与勧告の一環として、この点が改善され、（事実証明 - 3）」との理由で、国からの要請（事実証明 - 4）で各自治体が本件支給条例を作成し支給しているのが現状である。

「遺族から返戻させるのはいかにも酷である」との理由だけで支給されている本件給与条例8条3項は、地公法24条、給与条例2条、ノーワーク・ノーペイの原則に違反しているのは明白であり、違法な給与条例第8条第3項に基づく本件支給は社会通念を著しく逸脱し、違法・不当であり、本件死亡時以降の給料の支給された金員は、都に返還されなければならない。

よって、本件死亡時以降の給料分を本件財務会計担当者の個人の責任で都に補てんさせろ。また、給与条例8条3項の違法の確認と、今後、3項による支給が

廃止されるよう監査委員に求めるものである。

よって、上記地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

平成12年12月25日

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

ア 請求人作成の陳述書

イ 職員の死亡記事を掲載した平成12年11月21日付けの「都政新報」の写し

ウ 「職員ハンドブック」の給与に関する記述の写し

エ 「公務員給与法精義」の給与の支給方法に関する記述の写し

オ 自治事務次官が各都道府県知事等に対して行った通知「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」(自治給第53号、昭和49年10月22日)の写し

カ 自治省行政局長が各都道府県知事等に対して行った通知「地方公務員の給与改定の実施について」(自治給第61号、昭和49年12月3日)の写し